政令

道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年七月十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百五十七号

道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十九年三月十二日とする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　石井　啓一

道路交通法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年七月十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百五十八号

道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号）の施行に伴い、並びに同法附則第十四条及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の四中「第七十一条の五第一項」を「第七十一条の五第二項」に改め、同条第一号中「法第百条の二第一項第一号の」を「当該免許に係る」に改め、「（第四号において「上位免許」という。）」を削り、同条第四号中「以後に」の下に「当該免許に係る」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第七十一条の五第一項の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一　現に受けている準中型自動車免許を受けた日前六月以内に当該免許に係る法第七十一条の五第二項の上位免許（以下この条において「上位免許」という。）を受けていたことがある者

二　現に受けている準中型自動車免許を受けた日前六月以内に受けていたことがある準中型自動車免許（以下この号において「直前準中型免許」という。）を受けていた期間（当該直前準中型免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して一年以上である者（次に掲げる者を除く。）

イ　法第百四条の二の二第一項、第二項又は第四項の規定により直前準中型免許を取り消された者

ロ　直前準中型免許に係る再試験を受けた後直前準中型免許が失効したため法第百四条の二の二第一項の規定による免許の取消しを受けなかつた者

ハ　法第百条の二第五項の規定に違反して直前準中型免許に係る再試験を受けなかつた者で、同項に規定する期間が通算して一月を超えた日以後に直前準中型免許が失効したため法第百四条の二の二第二項又は第四項の規定による免許の取消しを受けなかつたもの

三　現に受けている準中型自動車免許を受けた日前六月以内に準中型自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の運転免許を受けていたことがある者で、当該外国等の行政庁等の運転免許を受けていた期間のうち当該外国等に滞在していた期間が通算して一年以上のもの

四　現に受けている準中型自動車免許を受けた日以後に当該免許に係る上位免許を受けた者

第二十六条の四の二中「第七十一条の六第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第二十六条の七第一項の表三及び第二十六条の八の表二中「中型自動車」の下に「、準中型自動車」を加える。

第二十七条第一項第一号中ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　準中型自動車（三輪のもの並びに牽引するための構造及び装置を有し、かつ、牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽引するものを除く。）

第二十七条第一項第二号中「ホ」を「ヘ」に改める。

第三十二条の二の見出し中「又は中型自動車」を「、中型自動車又は準中型自動車」に改め、同条第二項中「除く」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

3　法第八十五条第五項の政令で定める準中型自動車は、第十三条第一項に規定する自動車で当該緊急用務のため運転するもの（緊急用務のための準中型自動車の運転に関し内閣府令で定めるところにより公安委員会が行う審査に合格した者が運転するもの及び自衛隊用自動車で自衛官が運転するものを除く。）に該当する準中型自動車とする。

第三十二条の三の見出し中「中型自動車」の下に「又は準中型自動車」を加え、同条に次の一項を加える。

2　法第八十五条第六項の政令で定める準中型自動車は、第十三条第一項に規定する自動車で当該緊急用務のため運転するもの（緊急用務のための準中型自動車の運転に関し内閣府令で定めるところにより公安委員会が行う審査に合格した者が運転するもの及び自衛隊用自動車で自衛官が運転するものを除く。）に該当する準中型自動車とする。

第三十二条の三の次に次の一条を加える。

（準中型免許を受けた二十一歳に満たない者等が運転することができない準中型自動車又は普通自動車）

第三十二条の三の二　法第八十五条第七項第一号の政令で定める準中型自動車は、前条第二項に規定する準中型自動車とする。

2　法第八十五条第七項第二号の政令で定める普通自動車は、第十三条第一項に規定する自動車で当該緊急用務のため運転するもの（緊急用務のための普通自動車の運転に関し内閣府令で定めるところにより公安委員会が行う審査に合格した者が運転するもの及び自衛隊用自動車で自衛官が運転するものを除く。）に該当する普通自動車とする。

第三十二条の四中「第八十五条第七項」を「第八十五条第八項」に、「第十三条第一項に規定する自動車で当該緊急用務のため運転するもの（緊急用務のための普通自動車の運転に関し内閣府令で定めるところにより公安委員会が行う審査に合格した者が運転するもの及び自衛隊用自動車で自衛官が運転するものを除く。）に該当する」を「前条第二項に規定する」に改める。

第三十二条の五第一項及び第二項中「第八十五条第八項」を「第八十五条第九項」に改め、同条第三項中「第八十五条第九項」を「第八十五条第十項」に改める。

第三十三条の二の二第一号中「第百二条第七項」を「第百二条第一項から第三項までの規定による命令に違反したと認めるとき又は同条第七項」に改め、「ときは、」の下に「当該命令に応じないこと又は」を加える。